

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和3年1月16日 04時30分ごろ
発生場所	東播磨航路第2号灯標 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位227° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 40.4′ 東経134° 48.4′）
事故の概要	貨物船晃徳丸は、北北東進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年2月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 晃徳丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140824、三徳海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷ウイング外板に擦過傷 灯浮標 マーキング装置に折損、防護枠に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮流 東流約4ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が、単独で船橋当直に当たり、乗組員4人を入港配置につかせ、東播磨港の航路に向け、約10knの対地速力で北北東進していた。 船長は、東流で右方に圧流されている中、東播磨港の航路まで約0.5Mとなったころ、尿意を催し、操舵室後部のトイレ（以下「本件トイレ」という。）で、用を足す僅かの間であれば航行に支障はないと思い、手動操舵から自動操舵に切り替え、本件トイレに入った。 本船は、船長が、用を足して本件トイレから出たところ、東播磨航路第2号灯標（以下「本件灯標」という。）が右舷船首方至近となっていることに気付き、転舵すれば本件灯標に衝突する危険があったので、本件灯標を注視して現在の針路を保持していたところ、右舷ウイングが本件灯標に衝突した。
分析	本船は、東流で右方に圧流されている中、北北東進中、船長が、用を足す僅かの間であれば航行に支障はないと思い、操舵室を無人とした状態で航行を続けたことから、本件灯標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、東流で右方に圧流されている中、北北東進中、船長が、用を足す僅かの間であれば航行に支障はないと思い、操舵室を無人とした状態で航行を続けたため、本件灯標に接近してい

	ることに気付くのが遅れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、操船指揮に当たる際、あらかじめ用便を済ませ、体調を整えておくこと。</li><li>・ 船橋当直者は、体調が悪くなった場合は、当直を交替してもらい、操舵室を無人の状態にしないこと。</li></ul>